

▶ 整備基準抜粋

- (1) 公衆電話台を設ける場合においては、そのうち1以上の公衆電話台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
- (2) (1)の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 同上
- (2) (1)の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。

▶ 解説

ア 適用

- ・ 公衆電話台を設ける場合は、1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。

▶ 配慮事項

ア 設置位置

- ・ 周囲には車いすが近づける十分なスペースを確保し、かつ、その通路の段差はなくす。
- ・ 公衆電話を設置する公共的施設においては、障害者に配慮した公衆電話を玄関ホール等わかりやすく使用しやすい位置に設置することが望ましい。
- ・ 障害者に配慮した公衆電話を、最も奥まった場所に配置したり、接近しにくい狭いスペースに設けたりすることのないように注意する。
- ・ 視覚障害者に配慮し、視覚障害者誘導用ブロック等や音による案内等を設け、公衆電話の位置がわかりやすいようにすることが望ましい。

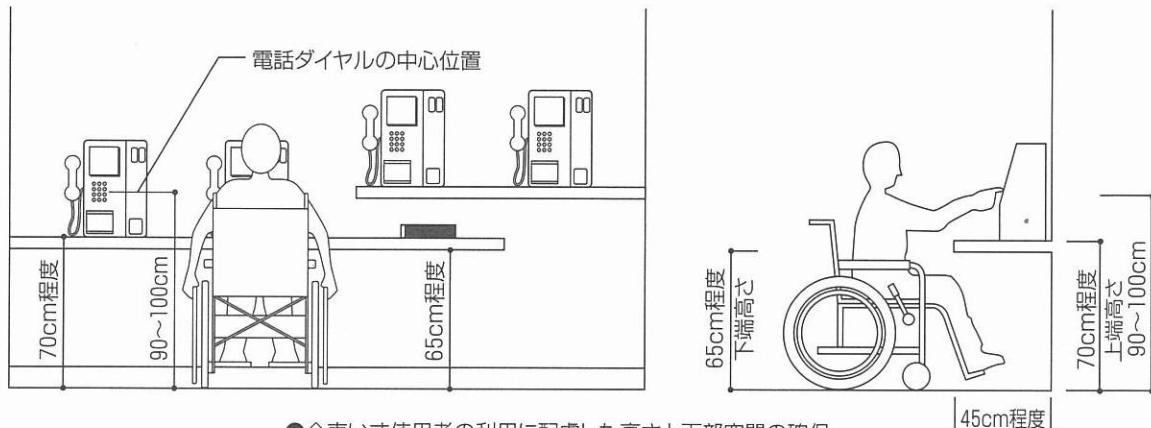
イ 車いす使用者に配慮した電話台等の寸法

- ・ 電話台の高さ 下端 60~65cm程度
上端 70cm程度
足下の奥行き 45cm程度（ただし電話機の大きさによる）
プッシュボタンの中心位置の高さ 床から90~100cm程度

ウ 設備・備品

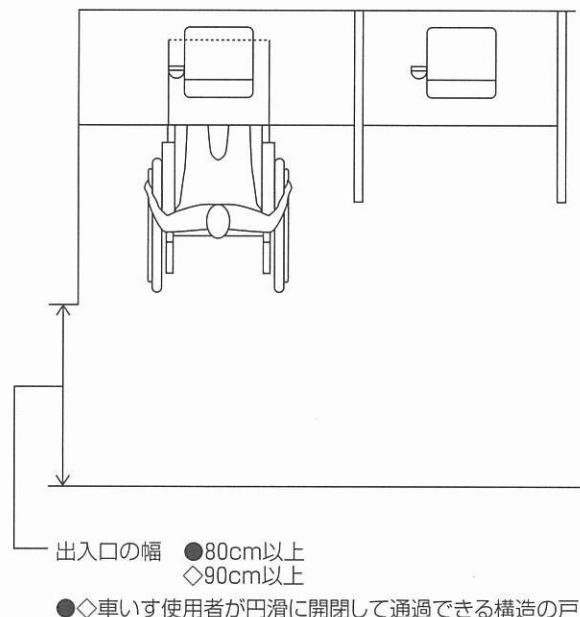
- ・ 高齢者・障害者等の利用に配慮し、少なくとも1台は受話器に音声増幅装置を設置することが望ましい。
- ・ 聴覚障害者に配慮し、ファクシミリや通信モ뎀端子を持つ公衆電話を設置することが望ましい。
- ・ 英語表示の可能なデジタル公衆電話を設置することが望ましい。
- ・ 手すり、いすの設置が望ましい。
- ・ 障害者に配慮した公衆電話には、その旨の表示をすることが望ましい。

公衆電話台の整備例



●◇車いす使用者の利用に配慮した高さと下部空間の確保

公衆電話を複数設ける場合は、設置位置を変え多様な選択肢を提供する



●◇車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸

凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項